

平成二十五年五月二十四日受領
答 弁 第 七 五 号

内閣衆質一八三第七五号

平成二十五年五月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員辻元清美君提出予算委員会における辻元清美の慰安婦問題についての質疑に係る安倍首相の答弁に対する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員辻元清美君提出予算委員会における辻元清美の慰安婦問題についての質疑に係る安倍首相の答弁に対する質問に対する答弁書

一、二の7から9まで、三及び四について

先の答弁書（平成十九年三月十六日内閣衆質一六六第一一〇号。以下「先の答弁書」という。）三の2についてでお答えした政府の基本的立場と同じである。

二の1、2及び4から6までについて

お尋ねは、いずれもいわゆる強制連行に関連するものであるが、政府の認識は、先の答弁書一の1から3までについてでお答えしたものと同じである。

二の3について

お尋ねについては、先の答弁書を閣議決定したことを指す。